

ユニット型指定短期入所生活介護事業（空床型）

運 営 規 程

（目 的）

第1条 社会福祉法人足柄福祉会が設置経営する特別養護老人ホーム草の家ユニットが行うユニット型指定短期入所生活介護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者（以下、「利用者」という。）に対し、適切なユニット型指定短期入所生活介護（以下、「生活介護」という。）を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 この事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用者の居宅における生活と利用中の生活が連続したものになるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム草の家ユニット
- (2) 所在地 神奈川県南足柄市班目 460 番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤・兼務）
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 2名（嘱託・兼務）
医師は、利用者の健康管理及び療養上の指導に当たる。
- (3) 生活相談員 2名（常勤・兼務）
生活相談員は、事業所に対する生活介護の利用申し込みに係る調整、事業所の介護職員に対する技術指導、短期入所生活介護計画の作成等を行う。

- (4) 看護職員 6名(常勤・兼務3名、非常勤・兼務3名)
看護職員は、利用者の健康管理に当たる。
- (5) 介護職員 23名(常勤・兼務16名、非常勤・兼務7名)
介護職員は、日常生活上の介護の提供に当たる。
- (6) 管理栄養士 1名(常勤・兼務)
栄養士は、食事の提供に当たり、バランスの良い栄養価及び嗜好を考慮した献立の作成及び調理の指導に当たる。
- (7) 機能訓練指導員 1名(常勤・兼務)
機能訓練指導員は、利用者の機能訓練に当たる。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休とする。
- (2) 営業時間 24時間。
- 2 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(利用定員)

第6条 ユニット型短期入所生活介護事業は、ユニット型指定介護老人福祉施設(定員40名)で入所者に利用されていない居室が生じた場合に、その居室毎に1名を限度として、利用者に利用させることができる。

(ユニット型短期入所生活介護の内容)

第7条 ユニット型短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 食事・入浴・排泄の他、利用者の日常生活上における家事等の支援
- (2) 食事の提供
- (3) ユニット型短期入所生活介護の送迎
- (4) 健康管理
- (5) 機能訓練
- (6) 相談・助言

(ユニット型短期入所生活介護の利用料)

第8条 ユニット型短期入所生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該ユニット型短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の額とする(介護保険負担割合証の利用者負担の割合による)。また、滞在に要する費用については、その居住環境の違いに応じ必要となる費用(以下「滞在費」とし、別に定める額とする。

但し、次の各号に掲げるサービスは、全て利用者の希望により提供し、

費用は、別表のとおりとする。

- (1) 食費
 - (2) おやつ代
 - (3) 理美容代（実費）
- 2 前各号に掲げるもののほか、ユニット型短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについても支払いを受けることができる。
- (1) レクリエーション材料費
- 3 前各号の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（通常の送迎の実施地域）

第9条 通常の送迎の実施地域は南足柄市・開成町・松田町・大井町・山北町とする。

（緊急時における対応方法）

第10条 介護職員等は、ユニット型短期入所生活介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医師又は主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告し、家族に連絡・報告しなければならない。

（非常災害対策）

第11条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者に対して定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 事業者は、利用者が火災等の災害により緊急避難が必要とする事態が生じたときは、利用者に対して必要な措置を講じる。

（サービス提供記録の保存）

第12条 ユニット型短期入所生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、その他必要な記録を所定の書面等に記載し、その完結の日から5年以上保存する。

（秘密の保持）

第13条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、退職後も同様とする。

2 事業所の管理者は、従業者であった者が、前項を遵守するよう、その必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第14条 利用者に対する生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他)

第15条 この規程に定めのない事項については、社会福祉法人足柄福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則
この規程は、平成28年6月1日から施行する。

付 則
この規程は、平成29年8月1日から施行する。

付 則
この規程は、令和元年10月1日から施行する。

付 則
この規程は、令和2年2月1日から施行する。